

【通達の題名】

令和元年 10 月 1 日付課消 2 - 18 「消費税法基本通達の一部改正について」(法令解釈通達)

【通達の改正の趣旨】

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号)等の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

【意見公募手続に付さなかった理由】

本件は、消費税法関係法令の改正に伴い、その施行に関し必要な事項を定めるために関係通達を改正するものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当することから、意見公募手続は実施しませんでした。